

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例（令和3年12月20日京都市条例第28号）（教育委員会事務局指導部新普通科系高校開設準備室）

- 1 普通科における教育の充実を図るため、次のとおり京都市立開建高等学校を設置することとしました。

名 称	位 置
京都市立開建高等学校	京都市南区唐橋大宮尻町22番地

- 2 京都市立塔南高等学校を廃止することとしました。
- 3 その他規定を整備することとしました。

この条例は、1並びに2及び3についてそれぞれ市規則で定める日から施行することとしました。ただし、3の一部については、公布の日から施行することとしました。

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第28号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

第1条 京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市北区紫野大徳寺町29番地」を「京都市北区紫野大徳寺町2番地」に、同表中

「

京都市立京都奏和高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地
--------------	-----------------

」

を

「

京都市立京都奏和高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地
京都市立開建高等学校	京都市南区唐橋大宮尻町22番地

」

に改める。

第2条 京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

名 称	位 置
京都市立紫野高等学校	京都市北区紫野大徳寺町22番地
京都市立堀川高等学校	京都市中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町62番地の2
京都市立京都堀川音楽高等学校	京都市中京区油小路通御池押油小路町238番地の1
京都市立西京高等学校	京都市中京区西ノ京東中合町1番地

京都市立日吉ヶ丘高等学校	京都市東山区今熊野悲田院山町5番地の22
京都市立美術工芸高等学校	京都市下京区川端町15番地
京都市立開建高等学校	京都市南区唐橋大宮尻町22番地
京都市立京都奏和高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地
京都市立京都工学院高等学校	京都市伏見区深草西出山町23番地

附 則

この条例は、各規定につき市規則で定める日から施行する。ただし、第1条中別表位置の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局指導部新普通科系高校開設準備室)